

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（循環型社会推進課）	40
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定の一部改正……………（循環型社会推進課）	40
○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（循環型社会推進課）	40
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	40
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	41
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	41
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	41
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	41
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	41
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（維持管理防災課）	42
○特定調達契約に係る入札の公告……………（調達課）	42

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	43
----------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	45
○特定調達契約に係る入札の公告……………	46

道収用委員会告示

○北海道収用委員会の審理の傍聴に関する規則の一部改正……………	47
---------------------------------	----

告 示

北海道告示第76号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日

北海道知事 鈴木直道

次の図（中標津町の地域に係る部分に限る。）を次のとおり改める。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第77号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日

北海道知事 鈴木直道

次の図（中標津町の地域に係る部分に限る。）を次のとおり改める。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第78号

平成24年北海道告示第183号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日

北海道知事 鈴木直道

次の図（中標津町の地域に係る部分に限る。）を次のとおり改める。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、令和5年2月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年2月14日

北海道知事 鈴木直道

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
南 大 野 北 部	農業用排水施設、区画整理	北海道渡島総合振興局
南 中 音 更	農業用排水施設、農業用道路、区画整理	北海道十勝総合振興局

士幌川西東南 区画整理 同 美 生 第 2 農業用排水施設、区画整理 同 明 倫 新 和 区画整理 同 屈 足 2 0 農業用道路 同 釧 路 太 田 区画整理 北海道釧路総合振興局 第 2 つ り い 同 同 下 久 著 呂 農業用道路 同	196の1、210 2 指 定 の 目 的 水源の涵養 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字宇隆186・196の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、210 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第80号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、令和5年2月15日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。 令和5年2月14日 北海道知事 鈴木直道 地区名 事業の種類 縦覧場所 東藻琴 区画整理、客土、暗渠排水、農用地保全 北海道オホーツク総合振興局 川上大栄 区画整理、客土、暗渠排水 同	北海道告示第83号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 令和5年2月14日 北海道知事 鈴木直道 1 指定施業要件変更予定保安林 奥尻郡奥尻町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 2 保安林として指定された目的 飛砂の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山振興局産業振興部林務課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第81号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、蘭越町初田地区の換地処分をした。 令和5年2月14日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第82号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 令和5年2月14日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字宇隆186（次の図に示す部分に限る。）、	北海道告示第84号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年2月14日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第85号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年2月14日

北海道知事 鈴木直道

室蘭中島本町3丁目5地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	大字	地番	標柱番号
室蘭市	中島本町3丁目	57番13	1
同	同	59番13	2
同	同	同	3
同	同	59番39地先道路敷	4
同	同	79番50地先河川敷	5
同	同	79番104地先河川敷	6

北海道告示第86号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年2月14日

北海道知事 鈴木直道

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア 調達をする物品等の名称
- 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- イ 調達台数及び調達予定枚数
- 5台及び1月当たり6,200枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年5月1日
- (4) 契約期間 令和5年5月1日から令和10年4月28日まで
- なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入等の資格（資格の種類別に区分した分類29（賃貸借 複写機）に該当する者に限る。）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和5年2月14日（火）から同年3月20日（月）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時（初日のみ午後2時）から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課調達第二係 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道出納局会計管理室調達課調達第二係 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課調達第二係） (2) 入札日時 令和5年3月27日（月）午後4時（送付による場合は、同月24日（金）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和4年8月17日付け北海道空知総合振興局告示第1064号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道出納局会計管理室調達課のホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc44.html）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。	有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ、入札書に記載の入札総価額（調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額）が最低であるものを落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電話番号 011-204-5063 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 5 sets B Bid tendering date and time : 4:00 P.M., March 27, 2023 (If mailed, bids must arrive no later than March 24, 2023) C Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5063 総合振興局告示及び振興局告示 北海道上川総合振興局告示第1004号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和5年2月14日 北海道上川総合振興局長 佐藤昌彦 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量
---	---

ア 複写機等の賃貸借その1

(ア) 調達をする物品等の名称

デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(イ) 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり フルカラー：5,200枚、モノクロ：50枚

イ 複写機等の賃貸借その2

(ア) 調達をする物品等の名称

デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(イ) 調達台数及び調達予定数量

a 1台及び1月当たり フルカラー：3,900枚、モノクロ：1,800枚

b 1台及び1月当たり フルカラー：1,800枚、モノクロ：1,700枚

ウ 複写機等の賃貸借その3

(ア) 調達をする物品等の名称

広幅複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びトナーを除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(イ) 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり モノクロ：351枚

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和5年5月1日から令和10年4月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年2月14日（火）から同年3月2日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和5年3月13日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月10日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和5年1月17日付け北海道上川総合振興局告示第1001号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 版用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のホームページ（<https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ、入札書に記載の入札総価額（調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）と1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-4908

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of color copying machine No.1 1 set
- b Lease of color copying machine No.2 2 sets
- c Lease of wide copying machine No.3 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 13, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 10, 2023)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan

Phone : 0166-46-4908

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年2月14日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和4年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和5年2月14日に一般競争入札の公告を行う電力の需給契約
- (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力（低圧）

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、電力供給実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第477号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和5年2月14日（火）から同年3月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第46号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年2月14日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
- ア 調達をする物品等の名称 電力（低圧）
- イ 低圧電力の契約種別及び調達予定数量
- (ア) 従量電灯B
- a 契約電力（1契約当たりの単価）
- (a) 20A 1校
- (b) 30A 1校
- (c) 40A 1校
- b 使用電力量
- (a) 最初の120kWhまで（1kWh当たりの単価） 2校 2,246kWh
- (b) 120kWhを超え280kWhまで（1kWh当たりの単価） 2校 1,930kWh
- (c) 280kWhを超える分（1kWh当たりの単価） 2校 12,602kWh
- (イ) 従量電灯C

- a 契約電力（1kVA当たりの単価） 2校 58kVA
- b 使用電力量
- (a) 最初の120kWhまで（1kWh当たりの単価） 2校 2,645kWh
- (b) 120kWhを超え280kWhまで（1kWh当たりの単価） 2校 2,832kWh
- (c) 280kWhを超える分（1kWh当たりの単価） 2校 12,404kWh
- (ウ) 低圧電力
- a 契約電力（1kW当たりの単価） 5校 53kW
- b 使用電力量（1kwh当たりの単価） 5校 13,869kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 納入場所 電力需給施設一覧による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和5年北海道教育庁石狩教育局告示第45号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和5年3月13日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月10日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和5年1月17日付け北海道教育庁石狩教育局告示第37号
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロード

ドすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書に記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た金額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低であるものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（銭単位の単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

ウ 電 話 番 号 011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity

a Contract type : Metered electric lampB (20A, 30A, 40A)

A unit price per kWh, The estimated electricity for the year

(a) Until 120 kWh : 2,246 kWh

(b) 120 kWh to 280 kWh : 1,930 kWh

(c) Over 280 kWh : 12,602 kWh

b Contract type : Metered electric lampC

(a) A basic charge per kVA, The estimated electricity contract : 58 kVA

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year

・ Until 120 kWh : 2,645 kWh

・ 120 kWh to 280 kWh : 2,832 kWh

・ Over 280 kWh : 12,404 kWh

c Contract type : Low-pressure power

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 53 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 13,869 kWh

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 13, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 10, 2023)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第1号

北海道収用委員会の審理の傍聴に関する規則（昭和52年北海道収用委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月14日

北海道収用委員会会長 池 田 茂 徳

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

様式中「平成」を削る。

附 則

この規則は、令和5年2月14日から施行する。